

## クイズ健康保険王～傷病手当金編③～

**Q5** Cさんは、仕事とは関係のない病気で令和3年4月1日から令和4年8月31日まで、1日の期間も空くことなく傷病手当金が支給されました。そして、令和4年9月1日から令和4年9月30日まで、通院、治療しながら仕事に復帰しましたが、令和4年10月1日から令和4年10月31日までの期間、再度同じ病気で労務不能となり仕事を休んだため、この期間の傷病手当金を申請することになりました。

この場合、Cさんの傷病手当金で正しい選択肢はどれでしょうか。

【難易度★★★★☆】



法定満了日とは、  
その傷病で傷病手当金が  
支給できる期間の最後の日の  
ことです

選択肢	
1	一度就労したため、令和4年10月1日から3日間は待期期間となり、令和4年10月4日から令和4年10月31日までの期間は傷病手当金が支給される。
2	法定満了日は令和4年9月30日のため、令和4年10月1日から令和4年10月31日までの期間は傷病手当金が支給されない。
3	令和4年9月1日から令和4年9月30日は傷病手当金を受給していないため、令和4年10月1日から令和4年10月31日までの期間、傷病手当金が支給される。
4	令和4年9月1日から令和4年9月30日は傷病手当金を受給していないため、令和4年10月1日から令和4年10月30日までの期間、傷病手当金が支給されるが、令和4年10月31日については支給されない。